

米国から日本に帰国・渡航される方に対する水際対策の強化

4月1日、日本政府は「水際対策強化に係る新たな措置」を決定しました。この中で米国から日本に帰国・渡航する際の空港での諸手続の変更点は以下のとおりです。

1 入国手続

(1) 4月3日から米国も入国拒否対象地域になります。過去14日以内に米国に滞在した外国籍の方は日本への入国はできません。日本国籍者は入国拒否の対象外ですので日本への入国は可能です。

(2) 外国籍の方で日本の「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の4つの在留資格のいずれかを有し、4月2日までに再入国許可をもって出国した場合は、日本への再入国が原則可能ですが、4月3日以降出国する場合は入国拒否の対象になります。

2 検疫

(1) 過去14日以内に米国に滞在した全ての方（日本国籍者を含む）は、本邦にて検疫官にその旨を申告する必要があります。申告後、質問票の記入、検温、発熱などの症状の確認などが行われ、全員にPCR検査が実施されます。検査結果が判明するまで（現在は1日～2日間程度）、自宅等（症状がなく、公共交通機関を使わずに移動できることが条件）、空港内のスペース又は検疫所長が指定した場所で待機いただくこととなります。

(2) PCR検査の結果が陰性の場合も、入国から14日間は自宅やご自身で確保された宿泊施設等（自宅等への移動は公共交通機関を使用せずに移動できることが条件となります）で不要不急の外出を避け、待機することが要請されます。また、保健所による健康確認の対象となります。

法務省のサイト：<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

厚生労働省のサイト：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

（現時点で今回の措置は掲載されていませんが、今後掲載される予定です。）